

2018年9月13日

株式会社ディ・アイ・システム

代表取締役社長 長田 光博

問合せ先：経営企画室 03-6821-6122 (担当：関亦)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために、株主その他のステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することが重要な課題であると認識しております。また、コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず従業員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社NAM	500,000	42.4
長田 光博	160,000	13.6
吉原 孝行	80,000	6.8
ディ・アイ・システム社員持株会	73,000	6.2
石井 亜沙子	60,000	5.1
仲 麻衣子	60,000	5.1
富田 健太郎	42,600	3.6
関亦 在明	42,600	3.6
長田 明子	42,500	3.6
大塚 豊	26,000	2.2

支配株主名	長田 光博
親会社名	該当事項はございません。
親会社の上場取引所	該当事項はございません。

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、支配株主及び二親等内の親族並びにそれらによって議決権の過半数を有している会社との間で今後取引を行うことを予定しておりませんが、取引等を行う際は、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき、法令や社内規程に基づき十分に検討したうえで、取締役会にて取引可否の意思決定を行うこととしております。また、取引を行う場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提とし、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応してまいります。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島 宏一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島 宏一	○	—	上場会社で役員等を経験されており、当社の役員には無い当該知見に基づいて、経営改善など会社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を図るための助言を期待し選任いたしました。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査責任者と監査役は、年度監査計画、個別の監査日程、個別の監査テーマ、把握しているリスク情報等の情報を共有し、監査実施の都度、監査結果の情報交換を実施することにより情報の共有を図っております。また、内部監査責任者及び監査役と会計監査人間の情報交換・意見交換については、四半期毎に開催される会計監査人から監査役への各種報告会へ内部監査担当者が同席し、情報共有を行いながら相互連携を図っております。</p>
--

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八田 誠司	他の会社の出身者													
飯田 耕造	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八田 誠司		—	金融機関での勤務経験により財務・会計に関する見識を有し、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能が期待できるため監査役として適任であると判断しております。
飯田 耕造		—	金融機関での経験また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する

			社外からの監視監督機能が期待できるため、監査役として適任であると判断しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,(社内監査役),従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として社内取締役および社内監査役、従業員に対して付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して取締役は取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは経営企画室が、社外監査役のサポートは常勤監査役が行っております。取締役会の資料は、総務部より原則として取締役会開催3日前に事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役及び社外監査役から、経営上の課題、業界動向、事業戦略、内部統制の構築運用状況等について問い合わせがあった場合、個別に面談し回答等を実施することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役1名(社外取締役)で構成されており、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、迅速かつ機動的に経営の基本方針等の経営に関する重要事項や法令及び定款で定められた重要事項を決定しております。

また、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。

監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役)で構成されております。監査役会は、監査の状況の確認及び意見交換を目的として、原則として毎月1回開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることで経営の監視機能の充実化が図られております。さらに、常勤監査役は取締役会に出席する他、経営会議等重要会議に出席して取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。

また、監査の実効性を高めるために、会計監査人及び内部監査室との連携により、健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守に努めております。

経営会議

経営会議は、代表取締役を議長として常勤取締役、執行役員及び各部の部長並びに常勤監査役が出席し、毎月1回開催しております。経営会議では、各部からの業務執行状況の報告及び取締役会の付議事項並びに経営上重要な事項等を事前審議しております。

また、代表取締役及び取締役からの重要事項に関する指示伝達を行っております。さらに、経営会議では、コンプライアンス対策も行っており、コンプライアンスに関する法令遵守に係る状況の報告及びそれに伴う施策の協議等を行っております。

執行役員制度

当社は、変化の速い経営環境に対応して、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による責任の明確化を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図るた

め、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

本書提出日現在、執行役員は2名で、その任期は、就任後1年以内の9月末迄としております。

内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の部門として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室には専任1名を配置しております。内部監査室は各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、代表取締役社長の改善指示を各部門へ周知し、フォローアップ監査を行い、企業経営の効率性及び透明性の維持に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のように監査役は取締役会に定期的に出席する他、当社の取締役等からその職務の遂行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。

また、会計監査人及び内部監査責任者等と定期的な情報交換を行うことで、企業経営の適法性及び効率性の維持・向上に努めており、経営の客観性を維持・確保することができる体制であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では、招集通知の早期発送は行っていないが、今後、検討していきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を回避した株主総会の設定をするように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施する予定はありませんが、今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加は、現時点では、実施する予定はありませんが、今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英	現時点で、実施する予定はありません。

文での提供	
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表については、今後検討すべき事項として考えております。 上場後におきましては、法令や規則に基づく適時かつ適正な情報開示を行うとともに、積極的かつ公正なIR活動を行っていく方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の一般投資家向け会社説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年2回以上のアナリスト・機関投資家向け会社説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、検討をしておりません。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページのIRページを開設し、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室担当取締役をIR担当役員とし、経営企画室をIR担当部門としております。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、当社の正しい理解と信頼を得るために有用と判断した情報を迅速、正確かつ公平に開示することを目的とする適時開示規程を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現状では特別な活動等の実施をしておりませんが、環境保全活動、CSRは経営の重点事項であり、今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダー	すべてのステークホルダーに対し、当社の正しい理解と信頼を得るために有用

に対する情報提供に係る方針等の策定	と判断した情報を迅速、正確かつ公平な開示を行っていく方針です。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は、次のとおりであります。

- a 当社グループの役員及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社グループは、法令・定款及び社会規範を遵守し、当社グループ内に周知・徹底しております。
 - ・当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する施策の審議、ならびに重要な施策の導入の承認は経営会議にて行っております。
 - ・当社の総務部は、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - ・当社は、内部通報制度を設け、当社グループの使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するようにしております。
 - ・当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社グループは、これに基づき、毅然とした態度で臨みます。
- b 当社グループの取締役の職務の遂行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保管及び管理を行っております。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制としております。
- c 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの取締役会は、自社の経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を確認し、毎月取締役会にて報告しております。
 - ・内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
- d 当社グループの損失における危険の管理に関する規定その他の体制
- ・当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
 - ・当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽

減体制の強化を図っております。

- ・当社グループは、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

e 当社グループの取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離しております。
- ・「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
- ・取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制基本方針及び財務報告に係る内部統制基本計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取り組んでおります。
- ・財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行っております。
- ・財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保しております。

g 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部または内部監査室に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができるようにしております。
(以下、使用人と合わせて監査職務補助者といいます。)
- ・当社グループの取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないこととしております。
- ・監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することとしております。

h 当社グループの取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時職務の遂行状況やその他に関する報告を行うものいたします。

- ・取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告しております。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略可能としております。
- ・当社の取締役等・使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反に関する事項、その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項に関する重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとしております。
- ・当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反に関する事項、その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならないこととしております。
- ・当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨、取締役および使用人に対し徹底するものとしております。また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿しております。

i 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ・監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。
- ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
- ・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとしております。

k 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、当社グループの役員、使用人に周知徹底しております。
- ・平素より、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方</p> <p>当社は「反社会的勢力に対する排除基本方針」をホームページ上で公開しており、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求には断固として拒絶することを宣言しております。</p> <p>(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況</p> <p>① 社内規程の整備状況</p> <p>当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を禁止しております。</p> <p>② 社内体制の状況</p> <p>各部署長等は、反社会的勢力との関係排除を図り、かつ反社会的勢力からの不当要求に対応するとともに、有事の際には当該情報を業務推進部長に報告いたします。その際、総務部は警察や弁護士など外部機関との窓口となり、業務推進部と協調して反社会的勢力の排除に努めます。又、業務推進部長は、反社会的勢力から不当要求等があった旨報告を受けた場合、代表取締役社長及び取締役会に報告する体制としております。</p> <p>③ 反社会的勢力の排除方法</p> <p>インターネットによる風評調査、日経テレコンの記事検索サービスによる確認、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターより提供されております公表データの参照を実施しております。また、業務委託契約書など各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」及び「関係を持った場合」の具体的な対応方法について反社会的排除条項にて明記することとしています。</p> <p>④ 外部の専門機関との連携状況</p> <p>当社は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加盟し、定期的な情報連携を図っております。</p>

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

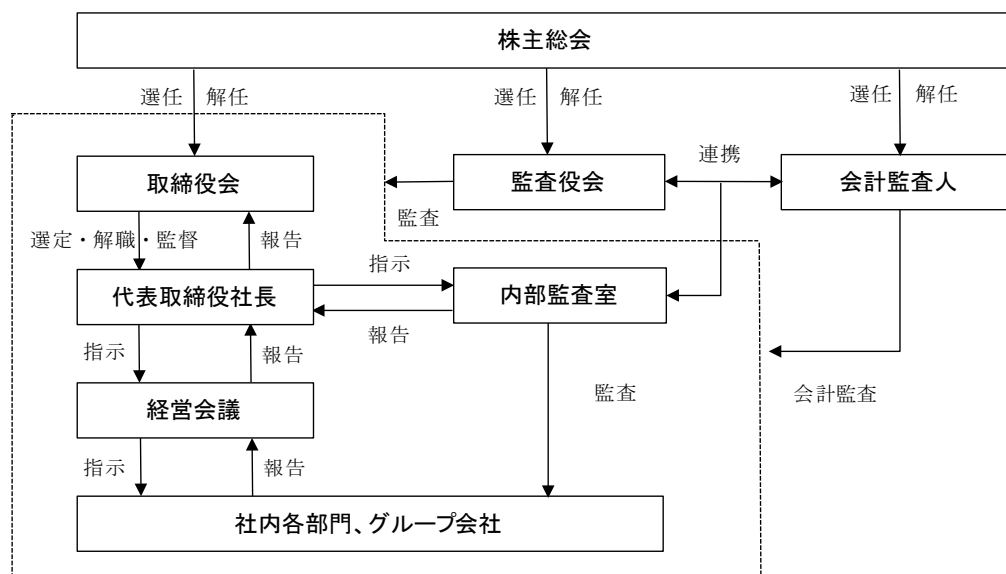
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

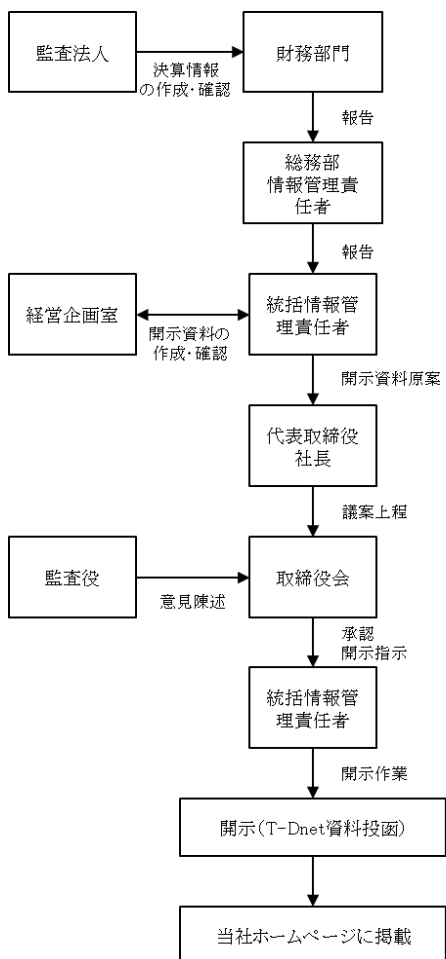
—

【模式図(参考資料)】

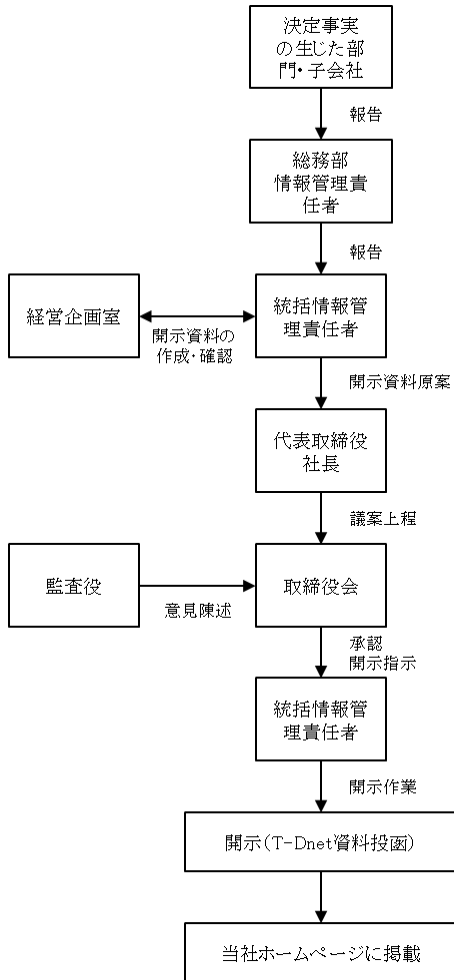


【適時開示体制の概要（模式図）】

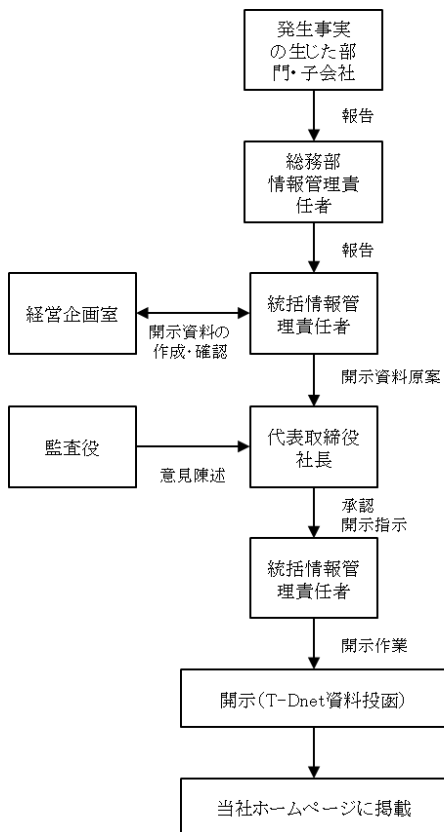
（決算に関する情報）



(決定事実)



(発生事実)



以上